

つながるまちありだ活動支援事業補助金審査委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市訓令第20号

つながるまちありだ活動支援事業補助金審査委員会設置要綱の一部を改正する要綱

つながるまちありだ活動支援事業補助金審査委員会設置要綱（平成30年訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号及び第7号を次のように改める。

（6） 有田市長期総合計画審議会委員

（7） 学識経験を有する者

第3条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 特定非営利活動法人又は公益的活動の知識又は経験を有する者

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。